明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（七一）　一
○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（七二）　三
○交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律（七三）　六
○種苗法の一部を改正する法律（七四）　七
○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（七五）　五

〔政　令〕
○統計法施行令の一部を改正する政令（三四二）　四
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）　四
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四四）　四
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四五）　一五
○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四六）　一五

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一一二）　一六
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**四二）　一七
○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（**厚生労働**一九九）　二六

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（**個人情報保護委**三）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二八四～二九二）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二九三～二九五）　一六
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める数を定める件の一部を改正する件（**文部科学**一三七）　一七
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三八七）　二六

〔告　示〕
○認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の一部を改正する件（**個人情報保護委**一二）　三
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（**総務**三七三）　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（法律第七一号）（文部科学省）

一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正関係

1　目的の追加

スポーツ振興投票の目的が、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達等に資することであることを明らかにすることとした。（第一条関係）

2　スポーツ振興投票の対象の追加

スポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールを加えること、一の試合の結果を対象とするスポーツ振興投票を実施することができるようにすること及び競技会の経過又は結果を対象とするスポーツ振興投票を実施することができるようにするとともに規定の整備等を行うこととした。（第二条、第四条～第五条の二、第七条第一項及び第三項、第一〇条第二項及び第三項、第一二条並びに第二三条第一項等関係）

3　払戻金及び加算金並びに端数処理

㈠　スポーツ振興投票の払戻金は、⑴～⑶の区分に応じ、⑴～⑶に定めるところによることとした。

⑴　一の試合の結果を予想するスポーツ振興投票　スポーツ振興投票券の売上金額に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額（以下「払戻対象基礎額」という。）を、各合致投票券に按分した金額とすること。